

令和 8 年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 32 号  
三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案 . . . . . 1
- 2 議案第 48 号  
財産の処分について . . . . . 7

◎ 所管事項説明

- 1 「部落差別解消条例（仮称）」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正について . . . . . 9
- 2 「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」の改定について . . . . . 11
- 3 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定について . . . . . 15
- 4 「第 12 次三重県交通安全計画」（中間案）について . . . . . 18
- 5 「第 4 次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」（中間案）について . . . . . 21
- 6 「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について . . . . . 24
- 7 「三重県循環型社会形成推進計画」（最終案）について . . . . . 26
- 8 「三重県ごみ処理長期広域化・集約化計画（仮称）」の策定について . . . . . 42
- 9 各種審議会等の審議状況について . . . . . 44

別冊 1 第 12 次三重県交通安全計画（中間案）

別冊 2 第 4 次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画（中間案）

別冊 3 三重県循環型社会形成推進計画（最終案）

令和 8 年 3 月 1 1 日  
環境生活部

# 1 議案第 32 号 三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

## 1 改正理由

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部改正等に鑑み、知事が意見を述べる場合の手続の規定等を整備するものです。

## 2 改正内容

### (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部改正に伴う措置

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部改正により、洋上風力発電設備の設置に際して、これまで各事業者が環境影響評価法に基づき行っている調査等について、環境大臣が実施する規定が創設されました。

調査等の実施に当たっては、環境大臣から関係自治体に環境保全上の意見を求められることから、これまでの環境影響評価法に基づく手続と同様に、有識者に意見聴取したうえで知事が意見を述べる場合の手続の規定を設けます。

また、環境大臣が調査等を実施する場合には、事業者に課せられる環境影響評価法に基づく調査等の一部手続を適用しない特例措置が創設されたことから、三重県環境影響評価条例においても同様の規定を設けます。

### (2) 環境影響評価法の一部改正に伴う措置

環境影響評価法の一部改正に伴い、三重県環境影響評価条例別表（第2条関係）について、環境影響評価法の字句に合わせる改正を行います。

【改正前】 ダムの新築、堰の新築又は改築の事業



【改正後】 ダム又は堰<sup>せき</sup>の新築又は改築の事業

## 3 施行期日

2（1）について、令和8年4月1日から施行

2（2）について、環境影響評価法の一部を改正する法律の施行の日から施行

議案第三十二号

三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例

三重県環境影響評価条例（平成十年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																											
第三十九条（略） （海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の特例）	第三十九条（略）																												
第三十九条の二 事業者が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十六条第二項第十号の選定事業者であつて、当該事業者がその認定公募占用計画（同法第二十二條第一項の認定公募占用計画をいう。）に係る海洋再生可能エネルギー発電事業（同法第二條第四項の海洋再生可能エネルギー発電事業をいう。）を行うときは、第三章第一節の規定は、適用しない。																													
2 前項に規定する場合における事業者に関するこの条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定は、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。																													
<table border="1"> <tr> <td>第十一條</td> <td>第九條第一項</td> <td>海洋再生可能</td> </tr> <tr> <td>及び前條第一</td> <td>エ</td> <td>ネルギー発</td> </tr> <tr> <td>項の意見が述</td> <td>電</td> <td>設備の整備</td> </tr> <tr> <td>べられたとき</td> <td>に</td> <td>関する法律</td> </tr> <tr> <td>はこれを勘案</td> <td>第</td> <td>十一條第一</td> </tr> <tr> <td>するととも</td> <td>項</td> <td>の海洋環境</td> </tr> <tr> <td>に、第七條第</td> <td>等</td> <td>調査方法書</td> </tr> <tr> <td>一項の意見に</td> <td>に</td> <td>記載された</td> </tr> <tr> <td>配意して第五</td> <td>同</td> <td>法第十條第</td> </tr> </table>	第十一條	第九條第一項	海洋再生可能	及び前條第一	エ	ネルギー発	項の意見が述	電	設備の整備	べられたとき	に	関する法律	はこれを勘案	第	十一條第一	するととも	項	の海洋環境	に、第七條第	等	調査方法書	一項の意見に	に	記載された	配意して第五	同	法第十條第		
第十一條	第九條第一項	海洋再生可能																											
及び前條第一	エ	ネルギー発																											
項の意見が述	電	設備の整備																											
べられたとき	に	関する法律																											
はこれを勘案	第	十一條第一																											
するととも	項	の海洋環境																											
に、第七條第	等	調査方法書																											
一項の意見に	に	記載された																											
配意して第五	同	法第十條第																											



<p>第四十二条 知事は、法第三條の七第一項、法第十條第一項若しくは法第二十條第一項の意見又は海洋再生可能エネルギー発</p>	<p>（知事が意見を述べる場合の手續）</p> <p>市町長」と</p>	<p>第二十七 条</p> <p>「変更」と、 「関係市町長 （第六條第一 項の規定によ る公告を行っ てから第十四 條第一項の規 定による送付 を行うまでの 間において は、方法書関 係市町長。次 條第一項、第 三十六條第四 項、第三十七 條第三項及び 第五十二條第 三項において 同じ。）」</p> <p>「変更」と</p>
<p>項の意見又は海洋再生可能エネルギー発</p>	<p>（知事が意見を述べる場合の手續）</p>	

<p>電設備の整備に関する法律第十一条第六項の環境保全意見を述べようとするときは、評価委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(三重県環境影響評価委員会)</p> <p>第五十条 環境影響評価、事後調査、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十一条第一項の海洋環境等調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するため、三重県環境影響評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第二条関係）</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ダム又は堰の新築又は改築の事業</p> <p>三十八 (略)</p>	<p>会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(三重県環境影響評価委員会)</p> <p>第五十条 環境影響評価、事後調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するため、三重県環境影響評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第二条関係）</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ダムの新築、堰の新築又は改築の事業</p> <p>三十八 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

提案理由

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部改正等に鑑み、知事が意見を述べる場合の手続の規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。



## 2 議案第 48 号 財産の処分について

### 1 RDF 焼却・発電施設跡地の処分について

RDF 焼却・発電施設跡地のうち、土地の一部（桑名市多度町力尾字沢地 4009 番 他 8 筆）を、桑名広域清掃事業組合に売り払うものです。

### 2 売払いの状況

令和 7 年 12 月 25 日付で、桑名広域清掃事業組合（管理者 伊藤 徳宇）から当該土地 48,112.35 $\text{m}^2$ について売払申請がありました。

当該議案は、当該土地 48,112.35 $\text{m}^2$ を同組合へ譲渡するものであり、令和 8 年 1 月 26 日に 2 億 9,589 万 952 円（単価 6,150 円/ $\text{m}^2$ ）で仮契約書を締結しています。

(参考) RDF焼却・発電施設跡地の概要

所在地 桑名市多度町力尾字沢地 4009 番 他 8 筆  
 売払面積 49,459.75 m<sup>2</sup> (内訳: 県専有地 30,120.12 m<sup>2</sup>、組合との共有地\*19,339.63 m<sup>2</sup>)  
 のうち安全祈願用地 (1,347.40 m<sup>2</sup>) を除いた 48,112.35m<sup>2</sup>  
 ※ 共有割合 県: 組合 33 : 67



# 1 「部落差別解消条例（仮称）」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正について

## 1 検討の進め方

「部落差別解消条例（仮称）」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正については、有識者等5名の委員で構成する「部落差別解消条例（仮称）」制定等に向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置し、検討を進めます。（第1回検討会：令和8年3月10日開催）

また、三重県人権施策審議会や県議会でのご審議、パブリックコメント等を通じて幅広くご意見をいただくほか、人権に関する三重県民意識調査で把握した課題をふまえ、検討を進めていきます。

## 2 条例制定等にあたっての主な検討事項

「部落差別解消条例（仮称）」については、部落差別についての県民の正しい理解の促進を図るとともに、差別事象の発生を抑止し、部落差別のない社会の実現をめざし検討します。

また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」についても、運用する中で明らかになった課題や社会情勢の変化もふまえ、改正を検討します。

主な検討事項は以下のとおりです。

### （1）部落差別の定義

県民の差別についての正しい理解を促進するため、部落差別を明示します。特に、被差別部落の土地を避けようとする差別（土地差別）も含めた定義について検討します。 【①】

### （2）部落差別につながる行為の禁止

被差別部落出身者であるかどうかの身元調査や、被差別部落であるかどうかの土地調査は、差別につながる蓋然性が高いため、これら差別につながる行為の禁止について検討します。 【①】

### （3）インターネット上の人権侵害への対応について

深刻化しているインターネット上の人権侵害の対応を強化するため、県からプラットフォーム事業者へ削除要請を行う根拠規定の追加等について検討します。 【①・②】

### （4）県、市町、事業者、県民の責務等

県、市町、事業者等が取組を一層進めるとともに、差別を許さないという社会気運の醸成を図るため、それぞれが差別解消に向けて果たすべき役割の規定について検討します。 【①・②】

### （5）実効性の向上

条例に基づく調査や助言・説示・あっせん、勧告を着実に実施することができるよう、実効性向上のための対応について他県の条例等を参考に検討します。 【①・②】

※①：部落差別解消条例（仮称）

※②：差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

### 3 第1回検討会(令和8年3月10日)

第1回検討会では、ゲストスピーカーの近畿大学名誉教授 奥田均さんから「部落差別解消における土地差別問題の意味を考える」についてご講義いただいた後、「部落差別解消条例(仮称)」制定にあたっての主な検討事項についてご審議いただきました。

### 4 今後のスケジュール(案)

検討会等での意見をふまえ、条例の制定等に向けて検討を進めていきます。

令和8年	6月	常任委員会(条例骨子案)
	8月	人権に関する県民意識調査実施 三重県人権施策審議会(条例素案)
	10月	常任委員会(条例素案)
	11月	三重県人権施策審議会(条例中間案)
	12月	常任委員会(条例中間案) パブリックコメント実施
令和9年	3月	常任委員会(パブリックコメントを踏まえた条例修正案)
	5月	三重県人権施策審議会(条例最終案)
	6月	常任委員会(条例最終案)
	9月	定例会会議 条例案提出

## 2 「第3次三重県男女共同参画基本計画」の改定について

### 1 三重県男女共同参画基本計画について

三重県男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」および「三重県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の規定に基づき、平成14年に初めて策定しました。

また、平成29年からは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく計画として、現行の第3次基本計画（令和3年3月策定）からは、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画としても位置づけています。

### 2 改定理由

#### （1）基本的な考え方

第3次基本計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としており、今年度末をもって策定から5年が経過します。

しかしながら、本県における固定的な性別役割分担意識は依然根強く残り、男女間の賃金格差や共働き家庭の家事・育児時間の男女格差が大きいことなど、ジェンダーギャップの解消が課題となっています。

こうした状況や、以下の国の動向や県の取組等をふまえ、ジェンダーギャップ解消の取組を一層推進し、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）や、女性や若者に選ばれる持続可能な地域の実現に向けて、本計画の改定を行います。

なお、改定後の計画期間は、令和9年度から令和12年度までの4年間とします。

#### （2）国の動向・県の取組

##### ア 女性活躍推進法の改正（令和7年6月）

- ・法の有効期限（令和8年3月末まで）を令和18年3月末まで10年間延長
- ・101人以上の企業に男女間賃金差異と女性管理職比率の公表を義務化
- ・女性の健康上の特性の配慮を明確化、ハラスメント対策を位置付け

##### イ 第6次男女共同参画基本計画の策定（令和7年8月素案）

- ・男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現を柱に位置付け
- ・性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりを推進
- ・意思決定過程への女性の参画を一層推進
- ・各地域の実情をふまえた男女共同参画の取組を促進

##### ウ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定（令和5年6月）

- ・性の多様性の理解の増進に関する施策を推進

##### エ 三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略の策定（令和8年3月予定）

- ・経済分野におけるジェンダーギャップ解消に向けた取組の方向性を提示

##### オ 三重県性暴力の根絶をめざす条例の制定（令和7年10月）

- ・性暴力の根絶及び性暴力被害者等への支援に関する施策を推進

### 3 改定の概要

#### (1) 主な改定内容

##### ア アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消等の取組強化

- ・あらゆる分野のジェンダーギャップを解消し、男女間賃金格差の解消や女性の参画等を一層促進させるため、それらの根底に潜むアンコンシャス・バイアス等の解消に重点的に取り組めます。

##### イ 取組を推進するための体系整理（別紙参照）

- ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」と一体的に取組が進められるよう施策体系を見直します。
- ・これまで複数の項目に点在していた性の多様性の施策を新たに章立てします。

##### ウ 法改正等への対応

- ・「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定による性暴力被害者等支援の更なる推進など、新たな法改正等の内容を計画に反映します。

#### (2) 基本計画に基づく施策の推進

今回の基本計画の改定にあわせて、令和8年度にそのアクションプランである「第二期実施計画」を策定し、施策を一層推進していきます。

※第二期実施計画の期間：令和9年4月～令和13年3月（4年間）

### 4 今後のスケジュール（案）

基本計画の改定について、令和8年2月に三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）へ諮問を行いました。引き続き審議会や県議会でのご審議、パブリックコメント等を通じて幅広くご意見をいただき、検討を進めていきます。

令和8年	5月	審議会（中間案）
	6月	常任委員会（中間案）
	7月	パブリックコメント実施
	8月	審議会（最終案）
	10月	常任委員会（最終案）
		審議会からの答申
	11月	定例会会議 基本計画案提出（令和9年4月施行）

## 第3次三重県男女共同参画基本計画 施策体系の新旧比較表

## 現在の施策体系



## 改定後の施策体系(案)

基本方向	基本施策
Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進	Ⅰ-Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進 ★
	Ⅰ-Ⅱ 自営業における女性活躍の推進
	Ⅰ-Ⅲ 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進
Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備	Ⅱ-Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
	Ⅱ-Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 ★
Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現	Ⅲ-Ⅰ 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備 ★
	Ⅲ-Ⅱ 家庭・地域における活動の推進と健康の支援 ★
	Ⅲ-Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組 ★

性の多様性に関する施策(★印)がⅠ～Ⅲに点在していることから、体系的に整理するため新たに「基本方向Ⅳ」を章立てし、施策を再掲

基本方向	基本施策
Ⅰ 職業生活におけるジェンダーギャップの解消	Ⅰ-Ⅰ アンコンシャス・バイアスの解消等の意識変革
	Ⅰ-Ⅱ 働き方の多様な選択肢の提供と働きやすい環境整備
	Ⅰ-Ⅲ 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進
Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備	Ⅱ-Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
	Ⅱ-Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現	Ⅲ-Ⅰ 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備
	Ⅲ-Ⅱ 家庭・地域における活動の推進と健康の支援
	Ⅲ-Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組
Ⅳ 性の多様性を尊重する社会の実現	Ⅳ-Ⅰ 性の多様性に関する理解促進と人権尊重の推進
	Ⅳ-Ⅱ 性の多様性に関する相談支援と環境整備の充実



### 3 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定について

#### 1 検討状況

「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定等に向けて、有識者等12名の委員で構成する「三重県自転車安全利用条例（仮称）」等検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置しました。

令和8年2月16日に第1回懇話会を開催し、自転車および特定小型原動機付自転車の安全利用に関する現状や課題等をふまえ、「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定について委員から意見を聴取しました。

#### 2 第1回懇話会の概要

第1回懇話会での主な意見は、以下のとおりです。

##### (1) 自転車安全利用条例（仮称）全般について

- ・条例の制定が自転車等の事故防止につながるよう、自転車と特定小型原動機付自転車に特化した詳細かつ分かりやすい条例の形にすることが望ましいのではないかと。
- ・県内の道路交通環境について、十分とは言えないことから、安全利用のためにも環境整備に関する規定が必要である。
- ・目的として、交通事故の被害の軽減とあるが、被害と加害は表裏一体であるため、加害者にもならないという点を明文化してもよいのではないかと。

##### (2) 特定小型原動機付自転車の安全利用に向けた規定の整備

- ・自転車と特定小型原動機付自転車を包括した条例を制定することであるが、特定小型原動機付自転車は道路交通法では「原動機付自転車」の分類となる。「軽車両」である自転車と混同しないような整理が必要である。
- ・県外の都市部では、特定小型原動機付自転車による歩道上での危険な行為が問題となっている。利用者が特定小型電動機付自転車は車両であると認識したうえで、正しく交通ルールを理解することが必要である。

#### 3 条例骨子案の概要

条例骨子案の内容については、以下のとおりです。

##### (1) 「三重県自転車安全利用条例（仮称）」について（別紙参照）

###### ア 目的

めざす姿と、それを達成するための県の方向性を示します。

###### イ 基本理念

目的を実現するための基本理念を明確にします。

###### ウ それぞれの責務と役割

県、市町、県民、保護者、事業者および学校の責務・役割を明確にし、関係者が一体となった取組を推進します。

## エ 基本的施策

目的を実現するため、以下の基本的施策に取り組みます。

- (ア) 自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用
  - ・自転車等の安全利用に関する教育等
  - ・乗車用ヘルメットの着用の促進
  - ・点検及び整備
  - ・小売業者及び貸付事業者による情報提供
  - ・道路交通環境の整備
- (イ) 自転車損害賠償責任保険等への加入等
  - ・自転車損害賠償責任保険等への加入
  - ・自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
  - ・自動車損害賠償責任保険等に関する情報提供
  - ・情報の提供等

## オ その他

条例の目的を実現するため、財政上の措置を盛り込みます。

### (2) 「三重県交通安全条例」の改正について

現行の三重県交通安全条例では、「自転車損害賠償責任保険等への加入」、「自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等」を規定しています。

これらの内容は、自転車安全利用条例（仮称）に移行することから、三重県交通安全条例の改正が必要となります。

今回の改正にあわせて、新たに規定すべき内容がないか検討します。

## 4 今後のスケジュール（案）

令和8年	6月	常任委員会	（条例素案）
	10月	常任委員会	（条例中間案）
	10～11月	パブリックコメント	実施
	12月	常任委員会	（条例最終案）
令和9年	2月	定例会会議	条例案提出

三重県自転車安全利用条例（仮称） 骨子案

別紙

構成

- 第1章 総則（目的、定義、基本理念、責務、役割）
- 第2章 自転車等の安全利用に関する施策  
（交通安全教育、乗車用ヘルメットの着用促進、点検・整備、情報提供、道路交通環境の整備）
- 第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等  
（自転車損害賠償責任保険等への加入、加入の確認等、情報提供）
- 第4章 雑則（財政上の措置）

第1章 総則 ※自転車等は、自転車及び特定小型原動機付自転車をいう。

目的	○自転車等の利用に係る交通事故の防止、交通事故の被害の軽減、交通事故被害者の保護を図り、県民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現
定義	○自転車、特定小型原動機付自転車、自転車等、道路、保護者、事業者、学校、自転車損害賠償責任保険等、自動車損害賠償責任保険等
基本理念	○自転車等の安全利用の促進は、県、自転車等運転者、市町、県民等が責務・役割を果たすとともに、相互に連携・協力し自転車等の利用に係る交通事故の防止等を図ることを旨として行う
県の責務	○自転車等の安全利用に関する総合的な施策を策定し、実施 ○自転車等運転者、市町、県民等が実施する自転車等の安全利用の取組を支援するため、情報提供・助言・必要な支援を行う ○県民に対し、自転車等の安全利用に関する交通安全教育、広報・啓発活動を行う
自転車運転者の責務	○自転車が車両であることを認識し、法令を遵守するとともに、歩行者、他の車両の通行に配慮しながら自転車を安全に利用する ○交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、乗車用ヘルメットをかぶるよう努める。他人を自身の自転車に乗車させるときも同様
特定小型原動機付自転車運転者の責務	○車両であることを認識し、法令を遵守するとともに、歩行者、他の車両の通行に配慮しながら安全に利用する ○交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、乗車用ヘルメットをかぶるよう努める
市町の役割	○国、県、事業者その他の関係者と連携協力するよう努める ○地域の実情に応じた交通安全教育に努める
県民の役割	○自転車等の安全利用に関する理解を深め、さまざまな場面において自転車等の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める ○国、県、市町が実施する自転車等の安全利用に関する施策・活動に協力するよう努める
保護者の役割	○監護する未成年者に対し、自転車等の安全利用に関する教育を行うよう努める ○監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努める
事業者の役割	○自転車等で通勤、又は事業活動で自転車等を利用する従業者に対し、自転車等の安全利用に関する啓発・指導を行うよう努める ○自転車等の安全利用に関する理解を深め、事業活動を通じて自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める ○国、県、市町が実施する自転車等の安全利用に関する施策・活動に協力するよう努める
学校の役割	○学校は、自転車等の安全利用に関する教育・啓発を行うよう努める

第2章 自転車等の安全利用に関する施策

安全利用に関する教育等	○県は、県民が自転車等の安全利用の重要性の理解を深め、安全な行動をとることができるよう、自転車等の安全利用に関する教育を推進 ○県は、市町等が行う自転車等の安全利用に関する教育を促進するため、情報提供その他の必要な支援を実施
乗車用ヘルメットの着用の促進	○県は、乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報提供、啓発その他の必要な措置を講ずる ○次の者は、括弧書きに記載の者に対し、自転車等運転者の乗車用ヘルメットの着用に関して、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努める ・高齢者の親族又は同居者（高齢者） ・自転車等の通学者がある学校（自転車等の通学者） ・自転車等の貸付事業者（借り受ける者） ・通勤に自転車等を利用する従業者がある事業者（自転車等の通勤者） ・自転車等の小売業者（自転車等の購入者等）
点検及び整備	○自転車等の運転者、事業で自転車等を利用する事業者、自転車等の貸付事業者、保護者（監護する未成年者が運転する自転車等）は、定期的な点検及び整備を行うよう努める
小売業者及び貸付事業者による情報提供	○自転車等の小売業者は、自転車等の購入者等に対し、自転車等の安全利用に関する情報の提供・助言を行うよう努める ○自転車等の貸付事業者は、自転車等の借受者に対し、自転車等の安全利用に関する情報の提供・助言を行うよう努める
道路交通環境の整備	○国・市町と連携し、自転車等運転者が自転車を安全に通行することができる道路交通環境の整備に努める

第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等 ※現行の三重県交通安全条例に規定

自転車損害賠償責任保険等への加入	○自転車運転者（未成年者を除く）、保護者（監護する未成年者が自転車を運転するとき）、自転車利用事業者、自転車貸付事業者は、自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならない（※）
自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	○自転車小売業者は、自転車購入者に対して保険等への加入の有無を確認しなければならない。加入の確認ができなかったときは、保険等への加入に関する情報を提供しなければならない（※） ○自転車貸付事業者は、借受人に対し、保険等の内容に関する情報を提供しなければならない（※）
自動車損害賠償責任保険等に関する情報提供	○特定小型原動機付自転車の小売業者は、特定小型原動機付自転車を購入しようとする者に対して保険等への加入に関する情報を提供しなければならない
情報の提供等	○県は、保険等への加入を促進するため、情報提供、啓発その他の必要な措置を講ずる ○学校は、児童生徒等に対し、保険等への加入に関する情報を提供するよう努める

第4章 雑則

財政上の措置	自転車等の安全利用に関する施策を推進するため、財政上の措置を規定する
--------	------------------------------------

## 4 「第12次三重県交通安全計画」（中間案）について

### 1 経緯

「第12次三重県交通安全計画」について、令和7年12月の環境生活農林水産常任委員会において、その骨子案をお示したところです。

今般、学識経験者や関係機関等で構成する「三重県交通安全対策会議」での審議や市町等からの意見をふまえ、中間案をとりまとめました。

### 2 中間案の概要（別紙参照）

#### (1) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

#### (2) 基本理念

- ・交通事故のない社会をめざして
- ・歩行者等を優先した交通安全思想
- ・少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

#### (3) 計画の構成

第1章 道路交通の安全

第2章 鉄道交通の安全

第3章 踏切道における交通の安全

#### (4) 目標の設定

関係機関・団体が連携し、県民・事業者等が一体となって、交通事故のない安全で安心な三重の実現に向けた取組を着実に推進するため、計画期間の目標を次のとおり設定します。

#### ア 道路交通の安全

##### ○基本目標

項目	現状値	目標値	項目の説明
交通事故死者数	59人（R7年） ※第11次計画目標 55人以下	50人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数
交通事故重傷者数	486人（R7年） ※第11次計画目標 400人以下	360人以下	交通事故により1か月（30日）以上の治療を要する負傷者数

##### ○個別目標

上記の基本目標に加え、自転車および特定小型原動機付自転車の安全利用を促進し、交通事故の防止を図るため、新たに個別目標を設定します。

項目	現状値	目標値	項目の説明
自転車および特定小型原動機付自転車の人身事故件数	332件（R7年）	300件以下	自転車および特定小型原動機付自転車による人身事故件数

#### イ 鉄道交通の安全

項目	現状値	目標値	項目の説明
列車の運転による乗客の死者数	0人（R6年度） ※第11次計画目標 0人	0人	列車の衝突や脱線等による乗客の死者数
鉄道運転事故全体の死者数	4人（R6年度） ※第11次計画目標 減少	減少	鉄道人身障害事故や踏切障害事故等の鉄道運転事故全体の死者数

## ウ 踏切道における交通の安全

項目	現状値	目標値	項目の説明
平均踏切事故件数	2件 (R6年度) ※第11次計画目標 約1割削減	約1割削減	計画期間中における踏切障害事故等の踏切事故の平均件数

## (5) 計画のポイント

## 第1章 第3節 I 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年の社会情勢、交通事故情勢の変化等をふまえ、交通安全対策を進めるうえで重視すべき視点について、主なポイントは以下のとおりです。

- ・第11次計画では「子どもおよび高齢者の安全確保」としていたが、子どもと高齢者では事故の要因が異なることから、それぞれに応じた安全確保の対策を進めるため、「高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策」「子どもの安全確保のための環境整備」に変更
- ・第11次計画では「歩行者および自転車の安全確保と遵法意識の向上」としていたが、歩行者や自転車利用者の安全確保の強化や特定小型原動機付自転車等の普及に対応するため、「歩行者の安全確保のための意識変容」「自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備」「特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進」に変更
- ・外国人住民の更なる増加が見込まれることから、外国人が当事者となる交通事故の防止を図るため、新たに「外国人の交通安全対策の推進」を追加

## 第1章 第3節 II 講じようとする施策

基本理念や視点等をふまえ、実施する交通安全対策の主なポイントは以下のとおりです。

## ア 交通安全思想の普及徹底

- ・令和6年11月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則新設、令和8年4月からの交通反則通告制度の施行や三重県自転車安全利用条例（仮称）の制定検討をふまえ、「自転車の安全利用の推進」を強化

## イ 安全運転の確保

- ・「外国人運転者対策の強化」を新規で掲げるとともに、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」による飲酒運転根絶の取組を推進していることから、引き続き「飲酒運転防止対策の充実」を施策に掲げ取組を推進

## ウ 被害者等支援の充実と推進

- ・県条例により、自転車運転者に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けていることから、引き続き「自転車損害賠償責任保険等への加入促進」を施策に掲げ取組を推進

## 3 今後のスケジュール（案）

令和8年3～4月	パブリックコメント実施
5月	三重県交通安全対策会議（最終案）
6月	常任委員会（最終案）
7月	三重県交通安全対策会議（計画策定）

# 「第12次三重県交通安全計画」（中間案）について

別紙

## 計画策定の趣旨

三重県交通安全計画は、「交通安全対策基本法」により策定を義務付けられている都道府県計画であり、国の交通安全基本計画に基づき、県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの

昭和46年度以降、11次にわたる三重県交通安全計画を策定し、国、関係機関・団体が一体となって、交通安全対策を推進

## 第12次三重県交通安全計画（中間案）の概要

### ◎計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

### ◎策定時期

令和8年7月

### ◎基本理念

- ・交通事故のない社会をめざして
- ・歩行者等を優先した交通安全思想
- ・少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

### ◎目標の設定

#### 【1 道路交通の安全】

- ・交通事故死者数（令和12年までに50人以下）  
※第11次計画の目標値（55人以下）から10%減をめざし設定

R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
62人	60人	66人	46人	59人

- ・交通事故重傷者数（令和12年までに360人以下）  
※第11次計画の目標値（400人以下）から10%減をめざし設定

R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
497人	491人	532人	470人	486人

- \*個別目標として、「自転車および特定小型原動機付自転車の人身事故件数を新たに設定（令和12年までに300件以下）」

R6年	R7年
324件	332件

#### 【2 鉄道交通の安全】

- ・列車の運転による乗客の死者数（0人）
- ・鉄道運転事故全体の死者数（減少）

#### 【3 踏切道における交通の安全】

- ・平均踏切事故件数（「令和3～7年度」比約1割削減（令和8～12年度））

## 検討体制

三重県交通安全対策会議(学識経験者や関係機関等で構成)

## 現状と課題

### 現状

#### 【1 道路交通の安全】

- 令和7年中の交通事故死者数は59人で、令和7年までに55人以下とする目標は達成できなかった（令和6年は46人で過去最少）
- 令和7年中の交通事故重傷者数は486人で、令和7年までに400人以下とする目標は達成できなかった

#### 【2 鉄道交通の安全】

- 鉄道事故における乗客の死者数はゼロであり、目標（0人）を達成見込み

- 鉄道運転事故の死者数は令和2年度（12人）と比較し、減少傾向

#### 【3 踏切道における交通の安全】

- 踏切事故の件数は、近年横ばいで推移しており、令和7年度までに令和2年度（6件）と比較して約1割削減をめざすとする目標は達成できなかった（令和7年度9月末時点で6件発生）

### 課題

#### 【1 道路交通の安全】

- ◆高齢者の死者数が全死者数の約6割と高い水準にあること、歩行中・自転車乗用中の死者数が全死者数の4割を超えていることなどの交通死亡事故の特徴を踏まえ、関係機関と連携した交通事故防止対策を推進していく必要がある

#### 【2 鉄道交通の安全】

- ◆運転事故の多くは人身障害事故と踏切事故であることから、利用者等が関係する事故を防止する必要が高まっており、各種の安全対策を総合的に推進していく必要がある

#### 【3 踏切道における交通の安全】

- ◆踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進していく必要がある

## 具体的な交通安全施策

### 1 道路交通の安全についての対策

#### 【今後の道路交通安全対策を考える視点】

- ・高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ・子どもの安全確保のための環境整備
- ・歩行者の安全確保のための意識変容
- ・自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ・特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ・生活道路における歩行者等の安全確保
- ・外国人の交通安全対策の推進（新）
- ・先進技術の活用推進
- ・交通実態等をふまえたきめ細かな対策の推進
- ・地域が一体となった交通安全対策の推進

#### 【講じようとする施策】

- 1 道路交通環境の整備
  - ・生活道路等における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備
  - ・高齢者等の移動手段の確保・充実
- 2 交通安全思想の普及徹底
  - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
  - ・自転車の安全利用の推進
  - ・新しい小型モビリティの安全対策
- 3 安全運転の確保
  - ・外国人運転者対策の強化（新）
  - ・飲酒運転防止対策の充実 ※三重県独自項目
  - ・自動運転等の安全の確保と支援
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者等支援の充実と推進
  - ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ※三重県独自項目
- 8 調査研究の充実

### 2 鉄道交通の安全についての対策

#### 【今後の鉄道交通安全対策を考える視点】

- ・重大な列車事故の未然防止
- ・利用者等の関係する事故の防止

#### 【講じようとする施策】

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進
- 6 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

### 3 踏切道における交通の安全についての対策

- 【今後の踏切道における交通安全対策を考える視点】
- ・それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

#### 【講じようとする施策】

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 踏切保安設備等の整備および交通規制の実施
- 4 その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

## 5 「第4次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」（中間案）について

### 1 経緯

「第4次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」について、令和7年12月の環境生活農林水産常任委員会において、その骨子案をお示ししたところです。

今般、関係機関・団体等で構成する「飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす部会」での審議等をふまえ、中間案をとりまとめました。

### 2 中間案の概要（別紙参照）

#### （1）計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

#### （2）計画の柱

- ・規範意識の定着
- ・再発防止

#### （3）基本方針

- ①飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及
- ②飲酒運転の再発防止のための措置
- ③飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策
- ④総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

#### （4）目標の設定

関係機関・団体等の連携により、県民、事業者、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、基本目標と2つの活動目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

#### ○基本目標

項目	現状値 令和7年	目標値 毎年	項目の説明
飲酒運転による人身事故件数	41件 ※令和7年度目標 18件以下	36件未満 かつ前年 より減少	年間の飲酒運転による人身事故件数

#### ○活動目標

項目	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度	項目の説明
ハンドルキーパー運動推進店等の指定等	1,309店 ※令和7年度目標 年間700店以上	累計 4,500店	ハンドルキーパー運動推進店・事業所の指定数と酒類販売業者の協力店舗数の合計
飲酒運転違反者の受診率	56.6% ※令和7年度目標 50%以上	60% 以上	飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率

(5) 計画のポイント

- ①飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及
  - ・自転車利用者に対する教育の推進
  - ・若年者に対する飲酒運転防止教育の強化
- ②飲酒運転の再発防止のための措置
  - ・関係機関・団体等と連携した周知啓発や情報提供
- ③飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策
  - ・指定医療機関の拡大による受診しやすい環境づくりの推進
  - ・受診義務の通知や本人、周囲の者からの相談等の機会に、医療機関、保健所等の相談窓口の教示に加え、自助グループに関する情報提供を強化
- ④総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり
  - ・電動キックボード等の新しい小型モビリティ利用者への広報啓発
  - ・多言語による情報発信の強化
  - ・コンビニ等の酒類販売店での広報啓発促進

3 今後のスケジュール（案）

- 令和8年3～4月 パブリックコメント実施  
6月 常任委員会（最終案）  
7月 計画策定

# 「第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」(中間案)について

別紙

## 計画策定の趣旨

三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画は「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」第6条の規定に基づき、飲酒運転の根絶を図るため、関係機関・団体等が連携して「飲酒運転0(ゼロ)をめざす運動」を推進するための総合的な取組を定めるもの

## 第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画(中間案)の概要

### ◎計画期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

### ◎策定時期

令和8年7月

### ◎計画の柱(条例の精神)

・規範意識の定着 ・再発防止

### ◎基本方針

- ①飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及
- ②飲酒運転の再発防止のための措置
- ③飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策
- ④総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

### ◎目標の設定

#### 【基本目標】

- ・飲酒運転による人身事故件数(年間)  
36件未満かつ前年より減少

R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	※平均
28件	42件	32件	41件	41件	36.8件

#### 【活動目標】

- ・ハンドルキーパー運動推進店等の指定等  
累計4,500店(事業所)の指定

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	※累計
979店	1,756店	2,673店	3,982店	

- ・飲酒運転違反者の受診率 毎年度60%以上

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
55.4%	59.0%	58.6%	56.6%

※令和3年度～再勧告実施(R2年度:51.2%)

## 検討体制

三重県交通対策協議会「飲酒運転0(ゼロ)をめざす部会」  
(警察本部、三重断酒新生会等で構成)

## これまでの取組の成果と課題

### 成果

- ハンドルキーパー推進店等の増加  
(指定数 R3～R6年度:3,982店)
- 企業等における社内教育の実施数増加  
(年間実施数 R3年度:1,540回→R6年度:2,308回)
- 小中高校での保健の学習等における飲酒運転防止教育の実施率が100%を達成
- 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」で家族からアルコール依存症に関する相談を受診し、依存症治療に関する関係機関を案内し、アルコール依存症の治療に繋がった
- 違反者に対する受診義務通知について、勧告に加えて再勧告の実施により受診率が向上(R2年度:51.2%→R6年度:56.6%)

### 課題

- ◆コロナ禍以降、飲酒運転による人身事故件数(R3:28件→R7:41件)および飲酒運転違反取締りによる検挙件数(R3:301件→R7:676件 ※内自転車307件)が増加傾向
- ◆特に若年層(20代)の飲酒運転による交通事故が増加傾向であることから飲酒を始める時期の若者(大学生等)に対する教育を強化する必要がある
- ◆一定数の再犯者の存在(R6年度:受診義務通知316人中10人)
- ◆アルコール依存症に関する受診率は向上したものの6割弱にとどまっているため、さらなる受診率の向上が必要
- ◆指定医療機関(33機関)の空白となっている地域がある
- ◆アルコール依存症の早期発見、早期受診のため、医療機関や保健所、自助グループといった関係機関・団体の連携強化

## 基本方針に基づく取組概要

### ①飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及

- 1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
  - (1) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関における教育
  - (2) 生涯学習としての交通安全教育
  - (3) 高齢者に対する教育の推進
  - (4) 自転車利用者に対する教育の推進 ※新
- 2 飲酒可能年齢に達する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進
  - (1) 若年者の規範意識醸成に資する飲酒運転防止教育の推進  
※一部新(若年者に対する教育の強化)
  - (2) 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進
  - (3) アルコール依存症等の知識の普及および啓発活動の推進
- 3 企業等における社内教育の推進
  - (1) 情報提供
  - (2) 社内教育の支援
  - (3) 従業員に対する教育

### ③飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

- 1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務
  - (1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知
  - (2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告・再勧告
  - (3) 相談窓口における受診促進
  - (4) 指定医療機関の充実
- 2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組
  - (1) 県の取組
  - (2) 本人・家族の取組
  - (3) 事業者の取組
  - (4) 警察の取組
  - (5) 医療機関の役割
  - (6) 自助グループの取組

### ②飲酒運転の再発防止のための措置

- 1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
  - (1) 効果的な広報啓発活動の推進
- 2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進
  - (1) 効果的な再教育と講習実施機関に対する指導・監督
  - (2) 安全運転相談窓口の充実

### ④総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

- 1 県内各関係機関・民間団体等による県民総ぐるみの運動の推進
  - (1) すべての推進機関における取組 ※一部新(電動キックボード等の利用者への啓発)
  - (2) 県の取組 ※一部新(多言語による情報発信の強化)
  - (3) 警察の取組
  - (4) 安全運転管理に関する取組
  - (5) 飲食店営業者における取組
  - (6) 酒類販売業者(コンビニ等)における取組
  - (7) 公共交通機関等の利用促進
- 2 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日  
に合わせた取組
- 3 表彰
- 4 実施状況の報告と公表

## 6 「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について

### 1 はじめに

太陽光発電施設の設置に係る三重県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の適用対象の拡大については、国の動向を注視し三重県環境審議会で検討を進めることとしました。

国においては、令和7年12月23日に「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」が閣議決定され、環境影響評価法の対象となる太陽光発電施設の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図るなどの対策が示されたところです。

### 2 検討状況

条例の適用対象の拡大については、令和7年12月25日に三重県環境審議会に諮問し、「環境影響評価部会」が設置されました。令和8年2月20日には「第1回三重県環境審議会環境影響評価部会」を開催し、事業者による環境配慮をより促す観点から、次の方向性（案）を示し、調査・検討を行った結果、方向性（案）については妥当であるとの意見を得ました。

<方向性（案）>

#### ① 対象規模の拡大

簡易的環境影響評価の対象規模（\*）を5ヘクタール、森林区域は1ヘクタールとする。

#### ② 非造成事業の取扱い

造成を伴わない施設の設置についても対象とする。

\*簡易的環境影響評価の対象規模（現行の事業対象規模）

事業種類：宅地その他の用地の造成

対象規模：10ヘクタール（国立公園等の特別地域は5ヘクタール）以上の造成を伴うもの

<その他の意見>

- ・地域との共生が図られた施設については、再生可能エネルギーの導入を促進する観点からの検討も必要ではないか。
- ・湿地やため池等の動植物にとって貴重な生息・生育環境について、適正な保全がなされるよう他の関係法令等も含めて取り組んでほしい。

### 3 今後のスケジュール（案）

令和8年3月	三重県環境審議会 改正の方向性（案）
4月以降	パブリックコメント実施、市町等への意見照会 三重県環境審議会環境影響評価部会
夏頃	三重県環境審議会 具体的な改正内容（案） 三重県環境審議会から答申
10月頃	改正施行規則公布



## 7 「三重県循環型社会形成推進計画」（最終案）について

### 1 策定趣旨と経緯

令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」は、対象期間が令和7年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等、社会経済情勢をふまえ、今後5年間を対象期間とする新たな計画を策定します。

本計画については、三重県環境審議会（令和7年12月25日）での審議を経て中間案を策定し、パブリックコメントで寄せられた意見及び市町への意見照会の結果をふまえ、三重県環境審議会廃棄物部会における調査・検討のうえ、最終案（概要別紙1、別冊3）を取りまとめました。

### 2 パブリックコメント及び市町への意見照会の結果と県の考え方

別紙2、2-1、2-2のとおり

### 3 中間案からの変更点

パブリックコメント及び市町への意見照会の結果をふまえた、中間案からの主な変更点は次のとおりです。

#### （1）ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

ごみ処理の広域化及び集約化においては、市町等に対し、個別具体的に助言をする必要があることから、次のとおり修正しました。

<第2章3施策3-1（別冊3 32ページ）>

#### 【修正前】

県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、既存施設の更新時期や市町の事情にも配慮し、ごみ処理の広域化・集約化のさらなる推進に向け、市町と連携しながら、長期広域化・集約化計画の策定に向けた調整・検討を行っていきます。

また、市町からの要請に応じ、市町のごみ処理の広域化に向けた検討会に参画するなど、技術的な助言を実施していきます。

#### 【修正後】

県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、既存施設の更新時期や市町の事情にも配慮し、ごみ処理の広域化・集約化のさらなる推進に向け、市町と連携しながら、長期広域化・集約化計画の策定に向けた調整・検討を行っていきます。

また、中長期における持続可能な適正処理の確保に向け、安定的かつ効率的な市町のごみ処理体制の構築につながる必要な技術的助言を実施していきます。

(2) 災害廃棄物の処理体制の強化

市町が実施する図上演習や実地訓練の実施にあたっては、引き続き必要な支援・助言を行っていくことを明確にするため、次のとおり修正しました。

<第2章3施策3-2(別冊3 34 ページ)>

【修正前】

また、新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の改定の支援を行います。

【修正後】

また、新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の改定や災害廃棄物処理体制の強化に向けて、必要な協力・支援を行います。

4 今後のスケジュール(案)

令和8年3月	常任委員会(最終案)
	三重県環境審議会(最終案、答申)
	計画策定、公表

# 「三重県循環型社会形成推進計画」（最終案）概要

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の策定趣旨等

#### （1）策定趣旨

- これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等、社会経済情勢をふまえ、新たな計画を策定。
- 資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされている「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進。

#### （2）計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「都道府県廃棄物処理計画」及び食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「食品ロス削減推進計画」に位置づけ。

#### （3）計画の対象期間

2050年カーボンニュートラルを見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応しつつ、「三重県環境基本計画」の目標である令和12（2030）年度までにめざす「スマート社会みえ」の実現に向け、循環型社会の構築という課題に対応するため、対象期間は令和8年度から令和12年度までの5年間。

### 2 廃棄物・資源循環分野における施策動向

#### （1）国の主な動向

- 第五次循環型社会形成推進基本計画（R6.8策定）
  - 循環型社会の形成に向けて「循環経済への移行」を推進することが鍵。
  - 「循環経済への移行」は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも資するもの。
  - 「循環経済への移行」により循環型社会を形成することで、「新たな成長」を実現し、「ウェルビーイング」を実現。
- 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（R7.3策定）
  - 平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスは50%減早期達成、事業系食品ロスは60%減を新たな目標として設定。

#### （2）県の主な取組

- 三重県循環型社会形成推進計画（R3.3策定）
  - 廃棄物処理の安全・安心の確保と、資源循環の取組を進めるため、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題（プラスチック対策、食品ロス対策）の解決の両立に向けた取組を推進。

### 3 これまでの取組と残された主な課題

前計画では、持続可能な循環型社会の構築をめざすため、「新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題解決の両立に向けて～」の基本理念のもと、5つの取組方向と12の施策に整理し、取組を推進。

一般廃棄物については、1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、令和5年度は892g/人・日。資源化率は、令和元年度のRDF焼却・発電の終了に伴いRDF製造が減少したことで、令和5年度は19.5%。最終処分量は減少傾向にあり、令和5年度は16千トン。

産業廃棄物については、排出量、再生利用率、最終処分量ともおおむね横ばい傾向となっており、令和5年度はそれぞれ8,214千トン、40.1%、222千トン。

### 4 基本理念

**みんなで築く安全・安心な三重の循環型社会  
～循環経済への移行によるより良い暮らしをめざして～**

## 第2章 取組方向と施策

取組方向1 資源循環の前提となる  
安全・安心の確保

#### 施策1-1

循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保

#### 施策1-2

優良な事業者・処理業者の育成

#### 施策1-3

不法投棄等の不適正処理事案への対応

取組方向2 地域課題の解決に資する  
循環資源の利用促進

#### 施策2-1

資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源  
循環の促進

#### 施策2-2

動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の  
促進

#### 施策2-3

地域のコーディネーター

取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保

#### 施策3-1

廃棄物処理体制の強じん化

#### 施策3-2

災害時の廃棄物処理体制の強化・充実

### 第3章 計画の目標

施策	主な取組	目標（現状値 → 令和12年度の目標値）									
<b>取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保</b>											
<b>施策1-1</b> 循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者責任の徹底</li> <li>各種リサイクル法に基づく取組の促進</li> <li>再生資源の適切な循環利用の促進</li> <li>リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理の推進</li> <li>不適正ヤード対応</li> <li>PCB廃棄物の適正処理の推進</li> <li>最終処分場周辺環境整備事業</li> <li>海洋ごみ対策の推進</li> <li>適正処理に向けた市町への支援等</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R12年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優良認定処理業者への委託率</td> <td>50.7% (R5年度)</td> <td>70.0%</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R12年度（目標値）	優良認定処理業者への委託率	50.7% (R5年度)	70.0%			
	現状値	R12年度（目標値）									
優良認定処理業者への委託率	50.7% (R5年度)	70.0%									
<b>施策1-2</b> 優良な事業者・処理業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への適正処理に向けた指導等</li> <li>電子マニフェストの利用促進</li> <li>優良認定処理業者の育成</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R12年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優良産廃処理業者認定制度により認定された事業者数</td> <td>517事業者 (R6年度)</td> <td>670事業者</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R12年度（目標値）	優良産廃処理業者認定制度により認定された事業者数	517事業者 (R6年度)	670事業者			
	現状値	R12年度（目標値）									
優良産廃処理業者認定制度により認定された事業者数	517事業者 (R6年度)	670事業者									
<b>施策1-3</b> 不法投棄等の不適正処理事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理の監視・指導</li> <li>建設系廃棄物対策</li> <li>不法投棄等の防止に向けた取組の推進</li> <li>環境修復事業後の取組</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R12年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄事案1件あたりの確認数量（直近5年間平均）</td> <td>15トン (R6年度)</td> <td>10トン未満</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R12年度（目標値）	不法投棄事案1件あたりの確認数量（直近5年間平均）	15トン (R6年度)	10トン未満			
	現状値	R12年度（目標値）									
不法投棄事案1件あたりの確認数量（直近5年間平均）	15トン (R6年度)	10トン未満									
<b>取組方向2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進</b>											
<b>施策2-1</b> 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援</li> <li>プラスチック資源循環の高度化</li> <li>新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進</li> <li>不適正ヤード対応（再掲）</li> <li>廃棄物等のリサイクル技術の研究開発</li> <li>認定リサイクル製品の普及・利用拡大</li> <li>環境に配慮した製品の生産・利用促進</li> <li>一般廃棄物の3Rの促進</li> <li>ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進</li> <li>高度なリサイクルシステムの促進</li> <li>業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進</li> <li>資源のスマートな利用の促進</li> <li>多量排出事業者による取組の促進</li> <li>各種リサイクル法に基づく取組の促進（再掲）</li> <li>食品ロスの削減</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R12年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）</td> <td>-</td> <td>45件</td> </tr> <tr> <td>②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数</td> <td>15市町 (R7年度)</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R12年度（目標値）	①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）	-	45件	②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数	15市町 (R7年度)	29市町
	現状値	R12年度（目標値）									
①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）	-	45件									
②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数	15市町 (R7年度)	29市町									
<b>施策2-2</b> 動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者と連携した取組の推進</li> <li>プラスチック資源循環の高度化（再掲）</li> <li>新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進（再掲）</li> <li>地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり</li> <li>業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進（再掲）</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R12年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数（延べ数）</td> <td>-</td> <td>50事業者</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R12年度（目標値）	事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数（延べ数）	-	50事業者			
	現状値	R12年度（目標値）									
事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数（延べ数）	-	50事業者									
<b>施策2-3</b> 地域のコーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者と連携した取組の推進（再掲）</li> <li>循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保</li> <li>Web等を活用した情報発信</li> <li>関係機関との連携による啓発活動</li> <li>廃棄物の適正な処理の推進等に係る取組に対する顕彰制度</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R12年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）</td> <td>-</td> <td>1,550人</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R12年度（目標値）	資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）	-	1,550人			
	現状値	R12年度（目標値）									
資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）	-	1,550人									
<b>取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保</b>											
<b>施策3-1</b> 廃棄物処理体制の強じん化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化</li> <li>適正処理に向けた市町への支援等（再掲）</li> <li>ポストRDFに向けた支援等</li> <li>災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実</li> <li>循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保（再掲）</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R12年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定</td> <td>-</td> <td>策定済み</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R12年度（目標値）	ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定	-	策定済み			
	現状値	R12年度（目標値）									
ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定	-	策定済み									
<b>施策3-2</b> 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の処理体制の強化</li> <li>災害廃棄物処理を担う人材の育成</li> <li>災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実（再掲）</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>R12年度（目標値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数</td> <td>21機関 (R6年度)</td> <td>41機関</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	R12年度（目標値）	災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数	21機関 (R6年度)	41機関			
	現状値	R12年度（目標値）									
災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数	21機関 (R6年度)	41機関									

モニタリング指標	
現状値 (R5年度実績)	R12年度の見込み
1人1日あたりのごみ排出量	
892g/人・日	862g/人・日
一般廃棄物の資源化率	
19.5%	19.7%
一般廃棄物の最終処分量	
16千トン	15千トン
産業廃棄物の排出量	
8,214千トン	7,968千トン
産業廃棄物の再生利用率	
40.1%	42.0%
産業廃棄物の最終処分量	
222千トン	219千トン
食品ロス量削減率	
家庭系43.4%減 事業系6.6%減 (R2年度実績比)	家庭系 50%減 事業系 15%減 (R2年度実績比)

### 第4章 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、定期的に目標及び取組状況を把握し、評価・見直しを行っていくことが重要。  
 このため、毎年度、県民・NPO、事業者、市町等さまざまな主体と計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保。

## 別紙 2

## 「三重県循環型社会形成推進計画」（中間案）に対するご意見と県の考え方

## 1 パブリックコメント

- (1) 実施期間 令和7年12月26日～令和8年1月26日まで  
 (2) 意見数 14件（3者）  
 (3) 意見の概要と県の考え方 別紙2-1のとおり  
 (4) 項目別意見数

項目	意見数
第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画の策定趣旨等	
2 廃棄物・資源循環分野における施策動向	3
3 これまでの取組と残された主な課題	
4 基本理念	1
第2章 取組方向と施策	1
1 取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保	
2 取組方向2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進	3
3 取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保	2
第3章 計画の目標	
1 循環型社会形成に向けた取組に係る目標	
2 モニタリング指標	
第4章 計画の進行管理	
1 計画の推進と進捗管理	
全般	4
合計	14

## (5) 対応状況

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2
② 反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの	10
③ 参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	2
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	
⑤ その他（①～④に該当しないもの。）	

## 2 市町への意見照会

- (1) 実施期間 令和7年12月26日～令和8年1月26日まで
- (2) 意見数 2件（2市町）
- (3) 意見の概要と県の考え方 別紙2—2のとおり
- (4) 項目別意見数

項目	意見数
第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画の策定趣旨等	
2 廃棄物・資源循環分野における施策動向	1
3 これまでの取組と残された主な課題	
4 基本理念	
第2章 取組方向と施策	
1 取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保	
2 取組方向2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進	
3 取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保	1
第3章 計画の目標	
1 循環型社会形成に向けた取組に係る目標	
2 モニタリング指標	
第4章 計画の進行管理	
1 計画の推進と進捗管理	
全般	
合計	2

### (5) 対応状況

対応区分	件数	
① 反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2
② 反映済	意見や提案内容がすでに反映されているもの	
③ 参考にする	最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	
④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの		
⑤ その他（①～④に該当しないもの。）		

## パブリックコメントの結果と県の考え方

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第1章 2(1)	「平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスは50%減早期達成、事業系食品ロスは60%減を新たな目標として設定」としてありますが、令和12年度までの年毎の削減率の目標などはあるのでしょうか。	③	本計画では各種主な取組の成果によってもたらされる効果を継続的に確認するため、食品ロス量削減率を「モニタリング指標」の1つとして設定しています。 「モニタリング指標」であるため、年度毎の目標は定めていませんが、年度毎の食品ロス量削減率は確認していくこととしています。
2	第1章 2(1)	「平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスは、50%減早期達成、事業系食品ロスは60%減を新たな目標として設定」としてあります。なかなか難しい取組みと思いますが、その施策について、食品ロス削減の文言のみで具体的な取組みはあるのでしょうか。	②	国は「平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスは50%減早期達成、事業系食品ロスは60%減」を目標としています。 県では、これまで三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体の拡大、食品小売業での期限切れや期限間近で廃棄されることによって発生する食品ロスを削減するためのルールポップやポスターの掲示、飲食店における食べ残しにより廃棄されることになる食品ロス削減に向けた啓発用の箸袋の配布など、業種による排出特性に応じた取組を進めてきました。 今後は、第2章2施策2-1に記載のとおり、県内でのフードドライブの展開を図るとともに、学校教育で使用できる啓発教材の作成や、市町・食品関連事業者等と連携した売れ残りや食べ残し削減の取組を進めることとしています。
3	第1章 2(2)	プラスチックのリサイクル促進として障害となるのが、混合プラスチックです。各企業で単一化プラスチックにするには高コストで難しい状況です。その為、プラスチックのリサイクル率が上が	②	ご意見のとおり、廃棄・再資源化の段階だけをとらえた取組では課題解決は困難と考えております。 そのため、第2章2施策2-1, 2に記載のとおり、排出段階の効率的な分別・

		らないと考えます。この課題に対して、今後、具体的な取組みがあるのかご教示ください。		回収から、製品原料への利用までを見据えた、再生プラスチック原料の需要に応じた供給体制や製品への適用可能性の検証などに取り組むこととしています。
4	第1章 4	<p>モダン・サプライサイド・エコノミクスにおいては、生産能力や供給基盤の維持・強化が経済成長および安全保障の基礎条件であるとされている。循環資源の高度利用は、輸入依存度の低減や供給途絶リスクの緩和に資するものであり、こうした観点を基本理念に反映させることで、計画全体の政策的意義がより明確になると考えられる。</p> <p>循環型社会形成の理念について、環境配慮や持続可能性の確保に加え、資源循環が地域の産業基盤の強化および経済安全保障に資するものであることを、基本理念の段階で明示することが望ましい。</p> <p>特に、循環資源を単なる廃棄物対策の対象としてではなく、国際的な資源制約下における安定的な供給能力を補完する重要な経済資源として位置づける視点を明確化すべきである。</p>	②	<p>第1章2に記載のとおり、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。」とされています。</p> <p>県においても国の動向をふまえ第1章4に記載のとおり、基本理念において、「循環経済への移行」を見据えた取組を推進していくこととしており、環境・経済・社会の統合的な向上を図っていくこととしています。</p>
5	第2章	<p>循環型社会形成は、環境政策であると同時に、地域経済のレジリエンスを高める供給サイド政策としての側面を有する。経済的効果を明確にすることで、事業者や金融機関を含む多様な主体の理解と参画が進み、計画の実効性向上につながると考えられる。</p> <p>各施策の効果について、環境負荷低減や意識啓発に加え、供給能力の確保、産業基盤の強化、地域経済の耐久力向上といった経済的効果を明示的に整理することが望ましい。</p>	②	

6	第2章 2	<p>大川やガーシェンクロンの指摘が示すとおり、後発的に産業構造の転換を図る場合、市場メカニズムのみに依拠すると投資が遅れ、社会的に望ましい均衡が実現しにくいことが知られている。</p> <p>循環資源分野は、価格変動や需要の不確実性が大きく、民間単独での投資判断が難しい領域であるため、行政が制度面で補完することにより、結果として民間投資を誘発し、持続的な市場形成につながると考えられる。</p> <p>循環資源の利用促進について、民間事業者の自主的取組や連携の重要性を踏まえつつも、市場形成の初期段階においては、行政による制度的補完が不可欠であることを、より明確に位置づけるべきである。</p> <p>具体的には、公共調達等を通じた初期需要の創出、技術・品質に関する認定制度の整備、初期投資リスクを軽減する支援措置といった行政の関与の在り方を、施策の方向性として明示することが適当である。</p>	②	<p>県ではリサイクル製品の利用を促進し、リサイクル産業の育成を図るため、認定リサイクル制度を運用し、リサイクル製品の品質および安全性を確保するとともに、同製品の利用促進を図っています。</p> <p>また、産業廃棄物の発生抑制・循環的な利用・減量化の研究、技術開発及び産業廃棄物を使った商品開発の経費の一部や、産業廃棄物の発生抑制等に係る設備機器を設置する経費の一部を補助しています。</p> <p>今後も第2章2施策2-2に記載のとおり、動静脈連携を通じた市場価値の創出の促進に向けた取組を進めることとしています。</p>
7	第2章 2	<p>相対的後進性仮説に照らせば、既存設備や制度に過度に拘束されていない地域ほど、最新技術や制度を直接導入することによる「後発優位」を発揮しやすい。</p> <p>三重県は、素材・化学産業の集積を有しており、循環資源の高度利用を通じて全国的にも先進的なモデルを構築する潜在力を有する。計画に戦略的方向性を明示することで、国の政策や民間の研究開発投資との連動が促進されることが考えられる。</p> <p>資源循環の高度化および動静脈連携について、既存取組の改善にとどまらず、</p>	③	<p>本計画では、「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進することとし、基本的な取組方向として「資源循環の前提となる安全・安心の確保」、「地域課題の解決に資する循環資源の利用促進」、「持続可能な廃棄物処理体制の確保」の3つに整理しています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、参考とさせていただきます。</p>

	<p>将来的な標準となり得る次世代型循環システムへの移行を視野に入れた戦略的記述を追加すべきである。</p> <p>具体的には、化学リサイクル等の高度処理技術、蓄電池・レアメタル等の戦略的資源回収、データ連携による資源フローの可視化といった分野への重点化を、施策の方向性として明確に示すことが望ましい。</p> <p>○循環資源の戦略的区分及び重点管理制度の導入</p> <p>化学原料由来資源、蓄電池・レアメタル関連資源、半導体・電子部品関連副産物について、重点循環資源として区分し、回収・再生・利用を重点的に支援する制度の導入</p> <p>→循環資源を「環境対策」から「供給能力政策」へ格上げし、経済安全保障との接続を明確化</p> <p>○循環型社会形成に関する経済効果指標の設定</p> <p>進捗評価にあたり、環境指標に加え、重点循環資源の域内調達比率、循環関連産業の付加価値額、定性的評価を含む資源調達リスク低減効果</p> <p>→計画の経済合理性を可視化するとともに、金融機関・民間投資との対話基盤を形成</p> <p>○公共調達を通じた循環製品の初期需要創出</p> <p>県および県関係機関による公共調達において、一定の品質基準を満たす循環資源・再生材製品について、建設資材・舗装材への再生材活用、公共施設での循環製品優先使用といった価格面以外の評価項目を考慮した調達方</p>	
--	--	--

		<p>式の導入を検討する。</p> <p>→市場形成初期における需要不足を解消するとともに、民間事業者の投資予見可能性向上</p> <p>○循環資源利用に関する認定・保証制度の高度化</p> <p>循環資源および循環製品について、品質・安定供給・環境性能等を評価する認定制度を整備し、調達・金融・取引における信頼性向上を図る。</p> <p>→市場の情報非対称性を緩和するとともに、循環資源価格の不安定性を低減</p>		
8	第2章 2	<p>「業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進」としてありますが、業界団体に対しての具体的な取組み提案はあるのでしょうか？例えば、モデルケースなどの紹介など。</p>	②	<p>第2章2施策2-2に記載のとおり、生産・流通・小売業者から廃棄物処理業者まで、ライフサイクル全ての段階で製品に関わる事業者との関係を生かし、さらなる資源循環を促進するため、連携した取組を進めることとしています。</p> <p>また、モデルケースなどについては、第2章2施策2-1に記載のとおり、セミナーや勉強会等を通じて発信してまいります。</p>
9	第2章 3	<p>（人口減少社会を見据えた一般廃棄物処理体制の確保）</p> <p>今後、県内のほとんどの市町において人口減少問題に直面することとなり、そのような状況下にあっても、一般廃棄物を適正に処理し資源循環を行う体制を確保していく必要があります。</p> <p>中間案にはごみ処理施設の整備に特化した広域化・集約化に係る取組が記載されているものの、人口減少社会を見据えた収集運搬体制を含む包括的な処理体制の確保に向けた取組についての記載はありません。</p>	①	<p>人口減少社会を見据えた収集運搬体制を含む包括的な処理体制の確保に向け、第2章3施策3-1に記載のとおり、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくため、中長期的な視点で安定的かつ効率的なごみ処理体制の在り方について、市町と連携し、長期広域化・集約化計画を策定することとしています。</p> <p>また、ご意見のとおり、市町等に対し、個別具体的に助言をする必要があることから、第2章3施策3-1の記載を次のとおり修正します。</p>

		<p>中間案に示す指標達成など循環型社会を形成するため、社会的課題である人口減少問題への対応策について基本的な考え方を示し適宜市町等に対して個別具体的に助言する必要性がありますので、本計画には、例えば「市町には人口減少社会を見据えた一般廃棄物処理体制を確保するための対応方向を示し適宜助言を行う」旨の記載が望ましいと考えます。</p>	<p>【修正前】          県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、既存施設の更新時期や市町の事情にも配慮し、ごみ処理の広域化・集約化のさらなる推進に向け、市町と連携しながら、長期広域化・集約化計画の策定に向けた調整・検討を行っていきます。          また、<u>市町からの要請に応じ、市町のごみ処理の広域化に向けた検討会に参画するなど、技術的な助言を実施して</u>いきます。</p> <p>【修正後】          県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、既存施設の更新時期や市町の事情にも配慮し、ごみ処理の広域化・集約化のさらなる推進に向け、市町と連携しながら、長期広域化・集約化計画の策定に向けた調整・検討を行っていきます。          また、<u>中長期における持続可能な適正処理の確保に向け、安定的かつ効率的な市町のごみ処理体制の構築につながる必要な技術的助言を実施して</u>いきます。</p>
10	第2章 3	<p>(災害時の一般廃棄物処理体制の確保)          三重県では南海トラフ地震発生により甚大な被害が想定されており、大量の災害廃棄物の他、迅速な処理が求められる避難所でのし尿汲み取りも含めて、県及び市町において災害廃棄物処理の的確な計画を策定するとともに廃棄物処理業者・関係団体との訓練等を通じて災害時の廃棄物処理に係る実効性を高めておく必要があります。</p>	<p>①          県では災害廃棄物処理に係る応援協定締結団体や市町等が参加する図上演習や実地訓練を通じて、災害対応能力を有した人材の確保に努めています。          なお、ご意見のとおり、市町が実施する図上演習や実地訓練の実施にあたっては、引き続き必要な支援・助言を行っていくことを明確にするため、第2章3施策3-2の記載を次のとおり修正します。</p>

		特に、発災時に最前線で対応することとなる市町の取組は重要であり、平時から市町において関係業者との体制を構築し定期的に訓練を行うことが求められるところ、中間案では市町における体制構築等を促進する旨の明確な記載がないことから、本計画には、例えば「全ての市町において災害時の廃棄物処理体制を構築し、図上演習や実地訓練を実施するよう促進する」旨の記載が望ましいと考えます。		<p>【修正前】</p> <p>また、新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の改定の支援を行います。</p> <p>【修正後】</p> <p>また、新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の改定や災害廃棄物処理体制の強化に向けて、必要な協力・支援を行います。</p>
11	全般	<p>本計画（中間案）は、循環型社会の形成を通じて環境負荷の低減を図るとともに、地域課題の解決や産業振興に資することを目的としており、その方向性自体は妥当であると評価できる。</p> <p>一方で、計画全体を通覧すると、循環資源の活用を主として環境政策の文脈で整理しており、産業競争力の強化や供給能力の確保、ひいては経済安全保障への貢献という観点が必ずしも明確に位置づけられていないように見受けられる。近年の経済政策を巡る議論においては、資源・エネルギー・中間財の供給制約や地政学的リスクの高まりを背景に、供給サイドの強靱化を重視する考え方が主流となりつつある。本計画についても、そうした潮流を踏まえた位置づけの明確化が望まれる。</p>	②	<p>第1章2に記載のとおり、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、「「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。」とされています。</p> <p>県においても国の動向をふまえ第1章4に記載のとおり、基本理念において、「循環経済への移行」を見据えた取組を推進していくこととしており、環境・経済・社会の統合的な向上を図っていくこととしています。</p>
12	全般	<p>環境政策としての枠組みを維持しつつ、産業政策および経済安全保障の観点をより明確に織り込む形での修正・補強が望まれる。</p> <p>これにより、本計画は三重県の循環型社</p>	②	<p>本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定するものです。</p> <p>第1章4に記載のとおり、基本理念において「循環経済への移行」を見据えた取</p>

		会形成にとどまらず、中長期的な産業競争力および地域経済の持続可能性を支える戦略文書として、より高い政策的整合性を有するものとなると考えられる。		組を推進していくこととしており、環境・経済・社会の統合的な向上を図っていくこととしています。
13	全般	前期「三重県循環型社会形成推進計画」令和3年度から7年度の5年間のモニタリング指標計画に対する達成率などの一覧結果を公表をした方が望ましいと考えます。	②	前計画の施策毎の主な取組と設定した目標項目ごとの進捗状況、モニタリング指標の状況は第1章3に記載しています。
14	全般	優先順位がはっきりしておらず県民の生活を脅かすリチウムイオン電池問題等問題を最優先とし前面に出し、すべての目標羅列を避けられた方が望ましいと考えられます。また企業に対しての内容としても例年通りで今年はこれを重点的に行う等があれば良いのではとも感じました。	②	ご意見のとおりリチウム蓄電池等に起因する火災事故等への対応といった課題があることは認識しています。 本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定するものであることから、県内におけるさまざまな取組を進めていくこととしています。 そのうえで、第2章に記載にとおり、今後の5年間の取組について、3つの取組方向-施策-主な取組に整理したうえで、持続可能な循環型社会の構築を目指して取り組んでいくこととしています。

## 【対応区分】

- ① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの
- ② 反映済：意見や提案内容がすでに反映されているもの
- ③ 参考にする：最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの
- ⑤ その他（①～④に該当しないもの。）

## 市町への意見照会の結果と県の考え方

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第1章 2(2)	<p>「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」は、検討報告書の取りまとめまでであり、現在（R5.4～）は、「四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会」として活動を推進しております。</p> <p>（変更案）</p> <p>「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」を令和4年3月に設置し、多角的な視点で四日市コンビナートのあるべき姿や方向性を打ち出しました。令和5年4月から「四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会」に改組し、具現化に向けた企業間連携によるプロジェクトの創出など新たな取組を推進しています。</p>	①	<p>ご意見をふまえ、第1章2(2)の記載を次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」を設置し、多角的な視点で四日市コンビナートのあるべき姿や方向性を打ち出しており、具現化に向けた企業間連携によるプロジェクトの創出など新たな取組を推進しています。</p> <p>【修正後】</p> <p>「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」を設置し、多角的な視点で四日市コンビナートのあるべき姿や方向性を打ち出しました。令和5年4月からは「<u>四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会</u>」に改組し、具現化に向けた企業間連携によるプロジェクトの創出など新たな取組を推進しています。</p>
2	第2章 3	<p>災害廃棄物処理に向けた人材育成や災害廃棄物処理計画の改定の支援について記載いただいている。計画の改定については、専門的な知見がない職員が担当する場合もあることから、改定に向けた説明会の開催といった形ではなく、各市町へ具体的な助言を行う等の積極的な支援をお願いしたい。</p>	①	<p>災害廃棄物処理を含めた一般廃棄物の適正処理に向けて、引き続き、各市町へ支援・助言を行うこととしています。なお、ご意見をふまえて第2章3施策3-2の記載を次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>また、新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の改定の支援を行います。</p> <p>【修正後】</p> <p>また、新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、「三</p>

				重県災害廃棄物処理計画」の改定を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の改定や災害廃棄物処理体制の強化に向けて、必要な協力・支援を行います。
--	--	--	--	--

【対応区分】

- ① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの
- ② 反映済：意見や提案内容がすでに反映されているもの
- ③ 参考にする：最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④ 反映又は参考にさせていただくことが難しいもの
- ⑤ その他（①～④に該当しないもの。）

## 8 「三重県ごみ処理長期広域化・集約化計画（仮称）」の策定について

### 1 現状

#### （1）計画策定の必要性

市町のごみ処理については、今後の人口減少に伴う処理量減少による非効率化に加え、老朽化したごみ処理施設の維持管理費の増大、施設更新に伴う財政負担、担い手不足などが課題となっています。

これらの課題に対応し、将来にわたり持続可能な適正処理の確保と、同時に脱炭素化も推進していくためには、現在及び将来の社会情勢等をふまえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な市町のごみ処理体制の在り方を検討する必要があります。

また、国は、都道府県に対して、ごみ処理の長期的な広域化・集約化に係る計画を令和9年度末を目途に策定し、これに基づき安定的かつ効率的な市町のごみ処理体制の構築を推進するよう求めています。

#### （2）令和7年度の取組状況

今年度は市町等の課長級職員で構成する「三重県ごみ処理長期広域化・集約化計画（仮称）策定に係る検討会議」を開催<sup>※</sup>し、市町と県が人口減少や施設老朽化等に係る現状や課題の共通認識を持つとともに、人口及びごみ排出量等の将来予測結果をもとに、今後の市町のごみ処理体制の在り方について意見交換を行ってきました。

市町からの主な意見は次のとおりです。

- ・今後の人口減少により、ごみ処理量の減少や財政負担の増加が予測されることから、さらなる広域化・集約化の必要性を認識している。
- ・広域化・集約化に向けて、市町間の調整や技術的助言をはじめとする積極的な支援をお願いしたい。

※ 第1回（R7.11.12）、第2回（R8.1.14、1.16）、第3回（R8.2.10、2.16）

### 2 計画策定の進め方

計画策定にあたっては、市町ごとに人口減少、高齢化の進行状況が異なることに加え、既存ごみ処理施設の更新時期や市町の財政状況等の個別事情にも配慮するとともに、市町ごとのごみ排出量等の将来予測やごみ処理コスト・温室効果ガス排出量の環境負荷等のシミュレーション結果をもとに、すべての市町部長級職員等で構成する「三重県ごみ処理広域化・集約化協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）による検討を通じ、令和10年1月頃を目途に計画を策定します。

### 3 計画の構成（案）

#### （1）計画期間

計画策定時点から 2050（令和 32）年度まで

#### （2）対象施設

可燃ごみ処理施設（焼却施設等）、資源物リサイクル施設

#### （3）主な計画項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的事項 （計画策定の趣旨、位置づけ、計画期間等）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現時点での広域化・集約化状況の評価 （これまでの取組の評価・分析、課題等）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口及びごみ排出量等の将来予測</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域化ブロック区割り （広域化・集約化の基本的な考え方、広域化ブロック区割りの設定、 広域化ブロック区割りブロックごとのごみ処理体制等）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画推進 （計画の進行管理、県の役割等）</li> </ul>

### 4 今後のスケジュール（案）

令和 8 年 3 月	協議会の設置
令和 8 年度以降	協議会による検討
令和 9 年 3 月	常任委員会（中間案）
令和 9 年度	常任委員会（最終案）
	計画策定・公表

## 9 各種審議会等の審議状況について

(令和7年11月25日～令和8年2月16日)

### 1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和7年12月25日
3 委員	会 長 喜岡 渉 副会長 坂倉 健二、森 秀美 委 員 伊藤 直子 他19名
4 諮問事項	(1) 「三重県循環型社会形成推進計画」(中間案)について (2) 「第10次水質総量削減の在り方」をふまえた総合的な水環境管理について (3) 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について (4) 「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について
5 調査審議結果	「三重県循環型社会形成推進計画」(中間案)について審議され、承認された。 また、諮問事項(2)～(4)について、今後、専門部会を設置し、検討していくことが承認された。
6 備考	次回開催日：令和8年3月12日

### 2 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和7年12月10日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 服部 高明 他10名
4 諮問事項	・各種学校の廃止認可について ・学校法人の寄附行為の認可について ・専修学校の設置認可について 計3件
5 調査審議結果	諮問事項3件について審議され、1件が認可することに異議はない、2件が継続して審議すべきであると答申された。
6 備考	次回開催日：令和8年2月26日

## 3 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	令和7年11月25日 第2回第1部会
3 委員	部会長 山下 純生 副部会長 深谷 百合子 委員 佐野 智成 他3名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の実施状況への評価および第3次三重県男女共同参画基本計画の改定について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年2月20日

## 4 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	令和7年12月22日
3 委員	会長 一見 勝之 委員 塚本 雅人 他20名
4 諮問事項	第12次三重県交通安全計画の策定について
5 調査審議結果	「第12次三重県交通安全計画（素案）」について、審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年2月25日 書面開催

## 5 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	令和7年12月1日（現地調査及び小委員会）
3 委員	委員長 塚田 森生 委員 大八木 麻希 他4名
4 諮問事項	鈴峰ホースパーク拡張事業に係る環境影響評価方法書について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について事業者から説明を受け、現地調査と審議が行われた。
6 備考	令和8年1月15日 答申